

# 八王子市立打越中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）  
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）  
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）  
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）  
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）  
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）  
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

### 八王子市立打越中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方  
すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見、対応、解決の取組を徹底する。
- 令和7年度の重点項目  
いじめの未然防止と早期発見、対応、解決への取組

### 令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・教育活動全体を通じた道徳教育のより一層の充実
- ・コミュニケーション能力を高める活動の推進
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の状況把握
- ・いじめの早期発見、対応、解決に向けた共通理解
- ・学び合いを通じたより良い集団づくりのさらなる推進



## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 13時50分から
- 構成員 校長、副校長、いじめ対策コーディネーター、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
- 役割 対応協議、校内研修の計画 等
- 取組 各学年での情報共有、未然防止の対策 等

### いじめ対応の流れ

- ・いじめが疑われる事案は、「学校いじめ対策委員会」に報告を行い、学校全体で共有する。
- ・状況を調査・確認し、把握した事実に基づき具体的な対応の進め方について協議し、組織的に対応する。
- ・必要に応じて校内委員会と連携を図る。

### いじめの防止等に関する教員研修

- ・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- ・いじめ重大事態の理解と対応について
- ・いじめへの組織的な対応について

## いじめの防止等に向けた授業、生徒の取組など

### いじめの防止等に関わる取組

- ・4人班を基本とした「学び合い」の授業
- ・互いを認め尊重し合う「人に優しい」集団づくり
- ・生徒会活動による「あいさつ運動」（08の日）
- ・八王子っ子サミットへの参加（生徒会活動）
- ・特別の教科道徳での相互理解の授業
- ・職場体験活動での勤労観・職業観の育成
- ・ふれあい月間のアンケートによる的確な実態把握
- ・生徒のコミュニケーション能力の育成

### SOS の出し方に関する授業

- ・保健体育、特別の教科道徳、特別活動等において、SOS の出し方に関する授業を実施
- 【特別の教科道徳】よりよく生きるための手立て【特別活動等】  
思春期の不安や悩み等の解決、対応の仕方
- 【保健体育】  
心の健康についての理解と、ストレスへの対処法

### いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・校長からの講話
- ・学級担任から生徒への話
- ・生命の尊さ、その連続性や有限性の理解
- ・SNS の適切な使い方（情報モラル教室）
- ・「アンガーマネジメント」の実施
- ・赤ちゃんふれあい事業等での生命の安全教育推進

### 生徒の自己肯定感を高める取組

- ・多様な考え、新たな見方や考え方を受け入れ、一人一人の考えや活動のよさを認め合う場の設定
- ・授業の振り返りの設定、評価活動の実施
- ・係活動、当番活動や行事など生徒主体となり役割の遂行と貢献の意識付け
- ・自他受容や自他理解などを促進する活動
- ・Q-U 調査の実施（全学年）
- ・ボランティア活動の充実（地域行事の補助等）

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートを学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

### 関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速に対処する。
- ・子ども家庭支援センターや児童相談所、SSW 等の関係機関と連携する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。